

「いには野小明日を育てる会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「いには野小明日を育てる会」（いには野小学校PTA）と称する。
略称を「明日会」とする。

(目的)

第2条 子供たちが、優しい心とたくましい体を持ち、安全に生活が出来、健やかな成長が図れるために、教育環境をよくし、よりよい生活が送れるようにする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 環境を良くする活動。
 - (2) 安全を守る活動。
 - (3) 学級・学年活動。
 - (4) 広報活動。
 - (5) 学校図書支援活動。
 - (6) 休日（土曜日、日曜日、祝日）及び平日の放課後に、ボランティアティーチャーの指導のもと、いには野小学校の施設等を利用し実施する、第2条（目的）にそった各種活動。
 - (7) いには野小学校の教育活動を支援する活動。
 - (8) いには野小学校の各種行事を支援する活動。
 - (9) いには野小学校コミュニティガーデンの利活用を支援する活動。
 - (10) 「いには野学童クラブ」を支援する活動。
 - (11) その他第2条の目的を達成するための活動。
2. 活動内容の詳細は運営委員会で別途定める。

(事務局)

第4条 本会の運営及び活動の実施に関する事務処理を行うため、事務局を置く。
2. 本会の事務局を、いには野小学校に設置する。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は下記の者によって構成される。

- (1) A会員：いには野小学校に在籍する児童。
 - (2) B会員：いには野小学校に在籍する児童の保護者。
 - (3) C会員：いには野小学校に勤務する職員。
 - (4) D会員：第2条の目的に賛同して、本会の活動を補佐、推進していただける地域住民の方、及び有識者の方。
2. D会員は運営委員会で認められ、会員に公示後、特に異議が無かった場合に会員とする。

(会員の権利及び義務)

第6条 全ての会員は、第2条の目的にそった利益を享受できるものとする。
2. 全ての会員は、第2条の目的を達成するために、第3条の活動を推進するものとする。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会は次の役員をもって構成される。

- (1) 会長（1名）：本会を代表し、総会を主宰する。
- (2) 副会長（3から5名）：会長を補佐し、会長が不在のときはその代理を務める。
ただし、印西市PTA連絡協議会幹事校の年は人数についてその限りではない。

- (3) 書記（2名）：総会、運営委員会の開催通知及び議事録を作成しこれらの書類を保管する。
- (4) 会計（3名）：本会の会計を行う。内1名はC会員を置くこととする。
2. 役員は本会を総括し、外部団体との窓口を遂行する。

(選出)

- 第8条 役員はB会員より互選される。
2. 役員選考委員会をおき、役員候補を選出する。
3. 役員選考委員は別に定める「役員選考委員会 規約」に基づき選出する。

(任期)

- 第9条 役員の任期は定期総会より1年とし、再任は妨げない。

第4章 総会

(総会)

- 第10条 総会はA会員を除く全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。
2. 総会の議長はその都度、出席する会員の中から互選される。

(開催)

- 第11条 総会は定期総会と臨時総会とする。
2. 定期総会は年度始めに開催する。
3. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、またはA会員を除く全会員の10分の1以上の要求がある時に開催する。
4. 総会はA会員を除く全会員の5分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状が提出されている場合は、出席しているものとみなす。
5. 決議は出席者の過半数をもって行う。賛否同数の場合は議長が裁定する。
6. 委任状は特に指定のない限り、決議事項に同意したものとする。

(総会決議事項)

- 第12条 総会では下記事項を決議する。
- (1) 前年度の活動、会計報告並びに会計監査報告。
- (2) 新年度の役員承認。
- (3) 新年度活動計画並びに予算。
- (4) 運営委員会で承認された決議事項。
- (5) 運営委員会内規の制定及び改正。
- (6) その他。

第5章 運営委員会

(構成員)

- 第13条 運営委員会は役員、部会長、委員長及びC会員の代表で構成する。
2. A会員は、本会の利益を最も享受すべき会員として、その意見、要望は最も重要視すべきものとする。
3. 各委員は必要に応じ、運営委員会にオブザーバーを2名まで同席させることが出来る。但し、オブザーバーに議決権は無い。

(決議)

- 第14条 運営委員会は構成員人数の3分の2の出席をもって成立する。
2. 決議は出席者の過半数をもって行う。賛否同数の場合は会長が裁定する。

(責任と義務)

- 第15条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて随時開催する。
2. 運営委員会は年間計画の企画、推進を計り、下記事項を審議し決定する。
- (1) 総会に提出する資料。

- (2) 補正予算。
 - (3) 臨時総会の設立。
 - (4) 各部会の運営計画、予算計画の承認。
 - (5) 会員からの要望事項。
 - (6) 本規約の改廃に関する議題の総会もしくは臨時総会への付議。
 - (7) 運営委員会細則の制定。
 - (8) クラス委員経験の承認。
 - (9) その他。
3. 定期総会で承認された予算案に無い予算の執行については、運営委員会の責にて臨時予算を組むことが出来る。但し、適宜その内容を会員に報告するものとする。
 4. 災害や、震災、臨時休校等において、審議・決議ができない場合は学校と協議をし、審議・決議の方法は本部一任とする。ただし適宜会員へ報告するものとする。

第6章 部会

(部会)

第16条 本会の目的を達成するため、次の5つの部会を置く。

- (1) 学級安全部会
- (2) 環境部会
- (3) 広報部会
- (4) イベント部会
- (5) 図書部会

(構成員)

第17条 学級安全部会は各クラス2名、環境部会及び広報部会は各クラス1名、イベント部会は各クラス希望者のクラス委員で構成されるものとする。図書部会は部会長2名のみで構成されるものとする。

2. 部会にはC会員の代表1名がそれぞれの部会の構成員になるものとする。
3. 構成員選出の際、立候補者多数のとき、部会長をひきうける意志のあるものを優先する。

(部会長)

第18条 部会長(1~2名)は部会毎にB会員から互選される。副部会長は置かない。

2. 部会長候補選考
部会長候補の選考は運営委員会が以下の方法で実施する。
 - (1) 部会長の立候補者を部会毎に公募する。
 - (2) 部会長候補者が定員に満たない場合は、クラス委員から互選される。
イベント部会及び図書部会は部会長候補者が定員に満たない場合は、2年生~6年生の各クラスより1名を年度始めに選出し、その中より2名が部会長に互選される。
 - (3) 候補者が定員を超えた場合には、選挙を実施するか、運営委員会が調整を行い定員に絞るかをその候補者が選択出来るものとする。
3. 部会長の任期は1年とし、再任は妨げない。

(運営)

第19条 部会の運営は各部会長が責任を持って運営する。

2. 運営委員会は各部会の運営方針を尊重する。但し会の規約に反する場合はその限りではない。
3. 各部会はその会計を遅滞無く運営委員会に報告する。
4. 各部会の変更事項がある場合は、運営委員会又は臨時総会にて承認を得るものとする。

第7章 会計

(会費)

第20条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の雑収入で賄われる。

2. 会費はB、C会員より月額250円を徴収する。A会員、D会員は無償とする。
3. 会費は年度始めに1ヵ年分をJA西印旛の口座振替にて徴収する。
4. 転入者は転入日より年度終了までの月数分の会費を前納するものとする。ただし、学年末

休業日から3月31日転入は、その限りではない。

5. 転出者へは、原則として転出10日前までに申し出があれば、転出月の翌月より年度終了までの月数分の会費を返金する。

(会計)

第21条 会計は総会において決議された予算に基づいて行われる。

2. この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

(特別会計)

第22条 アルミ缶回収事業等の収益事業の会計は特別会計とし、一般会計とは別に管理する。

(会計年度)

第23条 会計年度は当年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 会計監査

(構成)

第24条 この会の会計を監査するために会計監査委員を置く。

2. 会計監査委員は前年度会計がなるものとする。
3. 会計監査委員の任期は1年とする。

(責任と義務)

第25条 会計監査委員はこの会の会計監査を行う。

2. 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第9章 雑則

(保険)

第26条 本会の活動における万一の事故に対して必要な保険に加入する。

(禁止事項)

第27条 本会は特定の政党及び政治活動、特定の宗派及び宗教活動、特定の団体又は個人からの求めによる営利を目的とした行為などに関与してはならない。

(規約の改正)

第28条 規約の改正は運営委員会で審議し、必要と認められた場合に総会または臨時総会で出席した構成員の3分の2以上が賛成することにより行う。

2. 本規約の改正手続きは、総会または臨時総会の10日前までにその内容を文書で会員に告知する。

(付則)

第29条 本規約は平成14年3月2日より施行する。

平成14年5月11日	一部改正、追加、削除	平成24年4月21日	一部改正、追加
平成15年5月10日	一部改正、追加、削除	平成25年4月20日	一部改正、追加、削除
平成16年4月24日	一部改正、追加、削除	平成26年4月19日	一部改正、追加、削除
平成17年4月23日	一部改正、追加、削除	平成27年4月18日	一部改正、追加、削除
平成18年4月22日	一部改正	平成28年4月23日	一部改正、追加、削除
平成19年4月21日	一部改正、追加、削除	平成29年4月22日	一部改正、追加
平成20年4月26日	一部改正、追加、削除	平成30年4月21日	一部削除
平成21年4月25日	一部改正、追加	平成31年4月20日	一部改正、追加、削除
平成22年4月24日	一部改正、削除	令和2年4月18日	一部改正、追加、削除
平成23年4月23日	一部改正、追加、削除	令和4年4月23日	一部改正、削除

「いには野小明日を育てる会」内規

第1章 慶弔

(慶弔)

第1条 職員に慶事のある場合

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 職員の結婚 | 2, 000円相当の品 |
| (2) 職員又はその配偶者の出産 | 2, 000円相当の品 |

第2条 会員に不幸があった場合

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 会員の死去 | 5, 000円 |
| (2) 職員の配偶者の死去 | 5, 000円 |

第3条 餞別

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員の餞別 | 2, 000円相当のお花 |
|-----------|--------------|

第2章 就任と免除

(運営委員〔役員及び部会長〕と役員選考委員長)

第4条 平成17年度以降に運営委員・役員選考委員長を経験した世帯及び運営委員就任年度に3歳以下の子供(及び保護者が現在妊娠中を含む)がいる世帯は運営委員を辞退できる。宗像小学校において本部役員をされた方は辞退できる。

- 平成16年度までの役員、部会長、副部会長、役員選考委員長及び役員選考副委員長を経験した世帯は運営委員を辞退できる。ただし、会計監査委員は免除対象外とする。
- 役員選考で次年度の役員候補に推薦された時もしくは部会長・委員長・役員選考委員長選出時に、既に保育園・幼稚園・中学校で本部役員相当の役を引き受けることが決まっているなど、家庭の諸事情を役員選考委員会へ辞退依頼の上、承認された世帯は運営委員・役員選考委員長を辞退できる。

(クラス委員)

第5条 一人の児童につき、卒業までに少なくとも1回以上、クラス委員に就くことを基本とする。

- 二人以上の児童が在籍する場合は、できる限り上の児童のクラスから先にクラス委員に就くこととする。
- クラス委員は立候補を最優先とする。クラス委員は、立候補者がいない場合、そのクラスの児童についてクラス委員を経験していない人から優先的に選出する。
- 運営委員を経験した世帯及びクラス委員就任年度に3歳以下の子供がいる人(保護者が現在妊娠中を含む)はクラス委員を辞退できる。ただし、運営委員を経験した世帯を除いた中でクラス委員の選出ができない場合はその限りではない。
- そのクラスの児童について、クラス委員未経験者が3歳以下の子供のいる人(保護者が現在妊娠中を含む)のみになった場合、クラス委員経験者から選出する。
- その年に本校の役員に就任予定の人はクラス委員にはならない。
- 運営委員を経験した世帯は、在籍する全ての児童につきクラス委員も経験したものとみなす。
- 会計監査委員は、一人の児童につきクラス委員を経験したものとみなす。
- 家庭教育学級委員長、副委員長は、一人の児童につきクラス委員を経験したものとみなす。(PTAの活動ではないが、クラス委員相当の活動量があるため)
- 運営委員およびクラス委員に選出された会員はできる限り各部会活動に出席するものとする。(著しく出席率が低い委員は、部会長より出席を促され、それでも改善しない場合は運営委員会で審議の上、クラス委員経験と認められない場合がある。)

(内規の改正)

第6条 この内規の改正は、運営委員会において出席者の3分の2以上が賛成することにより行われ

る。

2. 改正の結果は次期総会にて報告しなければならない。

(付則)

第7条 本内規は平成14年5月11日より施行する。

平成15年	5月10日	一部改正、追加
平成16年	4月24日	一部改正
平成17年	4月23日	一部改正
平成20年	2月3日	一部追加
平成21年	2月7日	一部追加
平成21年	10月31日	一部改正
平成23年	3月5日	一部改正、削除
平成24年	4月7日	一部改正、追加
平成26年	3月1日	一部追加
平成26年	12月13日	一部改正
平成27年	1月10日	一部追加
平成27年	11月7日	一部追加、削除
平成29年	4月22日	一部追加
平成30年	4月21日	一部追加
平成31年	4月20日	一部削除、改正、追加
令和2年	4月18日	一部改正、削除

「いには野小明日を育てる会」役員選考委員会 規約

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本委員会は、「いには野小明日を育てる会」(いには野小学校PTA) 会長(1名) 副会長(3から5名)ただし、印西市PTA連絡協議会幹事校の場合その限りではない。 書記(2名) 会計(3名、内1名はC会員を置くこととする) その他、運営委員会が必要と認めた委員を公正、公明に選考、選任する事を目的とする。

(活動)

- 第2条 役員がその任期を全うした場合、また何らかの事情で役員が退任した場合等で欠員が生じ、新たな役員を選任する必要がある時に委員会を開催し役員の選考を実施する。

(構成委員)

- 第3条 委員会は以下の構成とする。
委員長(2名)

(委員長の選任及びその任期)

- 第4条 委員会の構成委員は3年生、4年生のB会員より互選される。
2. 委員長の選任は前年度11月に公募にて行い、未決の場合は3年生、4年生の各クラスより1名を年度始めに選出し、その中より2名が委員長に互選される。
3. 役員からは選任できない。

- 第5条 委員会の委員長はその任期を1年、又は新しく委員会が設立されるまでとする。

- 第6条 A会員を除く全会員の4分の1以上の要求がある時にはその任期に拘わらず委員会を解散し、再度3年生、4年生より委員長が互選される。
2. 任期中途中で選任された委員長は、その任期を他の委員長と同じとする。

- 第7条 委員会の委員長選任の事務は運営委員会がこれを実施する。

第2章 運営

(役員候補選考)

- 第8条 委員会は役員候補の選考に当たり以下の方法で選考を実施する。
(1) 役員の立候補者を役員毎に公募する。公募方法は別途定める。
(2) 立候補者が「いには野小明日を育てる会」規約に則り疑義が無い事を確認し疑義のある場合は、その立候補者を役員候補から外す。なお、その理由を会員からの要求があれば公開する事を妨げるものではない。
(3) 候補者が定員に満たない場合は、再度公募するか委員会が推薦する。
(4) 候補者が定員を越えた場合には、選挙を実施するか、委員会が調整を行い定員に絞るかをその候補者が選択出来るものとする。

(役員選任)

- 第9条 役員は総会で出席者及び委任状提出者の3分の2以上の賛成をもって役員として選任する。

- 第10条 役員候補の選考は総会の10日以上前に終了し、選考された役員候補全員を会員全員に対して公示する。
2. 公示後会員より異議の申し立てがあった場合は遅滞無くこれを処理する。
 3. 異議の申し立ては記名による文書にて行うものとする。

第11条 役員候補が定員に満たない場合、又は異議申し立てにより役員候補の選定を再度実施する必要が出た場合は、これに必要な日数とその理由を公示し、総会の日程を延期させることが出来る。

(選挙)

- 第12条 委員会が適当と認めたときは無記名投票で役員決定を行う。
2. 投票権はB会員には世帯で1票、C会員は職員一名に1票、D会員はその個人に1票を与え、A会員には投票権を与えない。
 3. 委員会の委員は投票権を持たない。
 4. 委員会が必要と認めたときは、別に選挙委員会を設けることが出来る。

(守秘義務)

- 第13条 委員会は役員候補の選考に関する内容を他に漏らしてはならない。但し、運営委員会がその公開を必要と認めた内容は可とする。
2. 委員会は会員から回収した役員の推薦書類など役員の選考、選挙選任などに拘わる記録を全て保管し管理しなければならない。
 3. 2項の記録はその保存期間を1年間を目処とし新年度の委員会が組織されたときに旧委員会が責任を持って処分するものとする。
 4. 総会で役員が選任された後に会員より役員選考の記録を開示する要求があった場合には委員会が認めればこれに応じるものとする。

(公募)

- 第14条 委員会は役員候補の公募を行う。
2. 委員会は役員公募方法を公募締切日の最低一週間前までにその有権者全員に公示しなければならない。
 3. 委員会は公募締め切り後、最低一ヶ月以内に候補者の意思を確認し役員候補が決定した事を公示しなければならない。
 4. 公募の手順などのその細目は委員会にて制定するものとする。
 5. 委員会が必要と認めた場合には、いには野小校長、教頭及び運営委員会に助言を求める事が出来る。

(規約の改正)

第15条 規約の改正は総会にて行うものとする。

(付則)

- 第16条 本規約は平成14年2月より施行する。
- | | |
|------------|------------|
| 平成15年5月10日 | 一部改正、追加、削除 |
| 平成16年4月24日 | 一部改正、追加、削除 |
| 平成17年4月23日 | 一部改正、追加、削除 |
| 平成19年4月21日 | 一部改正、追加、削除 |
| 平成23年4月23日 | 一部改正、追加 |
| 平成24年4月21日 | 一部改正、追加 |
| 平成25年4月20日 | 一部改正、追加 |
| 平成26年4月19日 | 一部改正、追加、削除 |
| 平成27年4月18日 | 一部改正、追加、削除 |
| 平成28年4月23日 | 一部改正、追加、削除 |
| 平成31年4月20日 | 一部改正、追加 |